

小規模修正業務に関するQ&A

2025. 6. 9

No.	質 問	回 答
1	テクリス登録は必要か。	通常業務と同様、100万円未満は登録不要、100万円以上は登録が必要です。
2	契約書は必要か。	100万円未満は請書、100万円以上は契約書が必要です。 (財務規則第141条)
3	配置技術者は本体業務と同一でなければならないか。	必要により配置技術者に関する要件を定めるが、その技術者は「本体業務を実施した技術者又はこれと同等以上の技術者を配置」であることが条件です。 (取扱要領及び小規模修正業務フロー)
4	完了検査は必要か。	100万円未満は給付完了の確認、100万円以上は検査調書が必要です。 (財務規則第152条)
5	情報共有システムを利用しなくてはならないか。	小規模修正業務は、情報共有システムを利用する必要はありません。 (情報共有システム実施要領 R7.3.28)
6	電子納品保管管理システム(Nesis)への登録は必要か。	必要です。ただし、発注者が不要と認めたものは対象外にできます。 (電子納品に係る実施要領 R7.3.28)
7	総合評価落札方式における減点評価となりうる手持ち業務に含まれるか。	小規模修正業務は、手持ち業務量に含みません。 (総合評価落札方式に関する質問・回答(業務編) 16技術者要件(業務)番号11)
8	総合評価落札方式における加点対象となりうる業務実績となるか。	小規模修正業務は、業務実績となりません。 (総合評価落札方式に関する質問・回答(業務編) 16技術者要件(業務)番号23)
9	成績評定の対象となるか。	対象となりません。 (委託業務等成績評定要領(R7.5.1適用))